

保護者様

熊本県立熊本農業高等学校長

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により、生徒が感染症にかかった場合、出席停止の措置をとることができます。別紙の学校感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、ご家庭での休養をお願いいたします。医師の指示によりほかの生徒へ感染させるおそれがなくなり登校を再開する際には、以下の「学校感染症による出席停止届」を学校へご提出ください。

※医療機関を受診した上で感染症もしくはその疑いであると診断された場合に出席停止となります。

【学校感染症による出席停止届】

科\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_号 生徒名\_\_\_\_\_

下記の疾患について\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に診断を受けました。

このため\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで自宅療養しました。

記

疾患名：\_\_\_\_\_

医療機関名：\_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者氏名\_\_\_\_\_

以上

※保護者が記入してください。

※医療機関受診及び感染症診断確認のため、薬の説明書（コピー可）やお薬手帳の写し等を添付してください。

【学校において予防すべき感染症】

	疾患名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O157）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、パラチフス、腸チフス、細菌性赤痢 その他の感染症	